



福岡のまちと 共生する屋台へ

地域と
共生する
FFG



福岡市総務企画局 企画課長 臼井 智彦 氏

福岡市は「屋台」を重要な観光資源の1つと位置づけ、市総務企画局内に担当課長(通称「屋台課長」)を置き、これからの屋台について検討している。

「通行阻害や汚水の問題」や「新たな屋台営業を認めること」等の課題を解決するため、関係機関との調整を行っている。

ど存じですか屋台のルール

福岡市は、屋台が地域住民に理解され、市民の皆さんや観光客に親しまれながら、福岡のまちと共生していくため、巡回指導等により営業適正化に向け、取り組んでいます。屋台を利用される皆さんにもルールを守って、楽しんでもらえるよう「屋台のルール」をいくつか紹介します。

● 屋台のルール

● 生ものの提供禁止

屋台では刺身、ポテトサラダ、おきうと等生ものは提供できません。



● 屋台外営業の禁止

通行の安全のため、屋台外の道路、公園にテーブルや



椅子を設けての営業はできません。満員の際は通行の妨げにならないようお待ちください。

● メニューの明示

屋台では、メニューと値段を明示しなければいけません。メニュー表で値段を確認してから注文しましょう。また会計に疑問があるときは、その場で確認しましょう。



● 屋台の営業時間

道路上の屋台は午後6時以降、公園内の屋台は午後4時以降準備を始めます。準備中の際はお待ちください。

● 節度ある利用を

屋台の近隣に住む人の迷惑を考えて、大声で騒がないよう注意しましょう。



● トイレの確保

屋台の利用者等が利用するトイレは、屋台営業者自ら確保に努めることとなります。トイレの場所は屋台営業者にお尋ねください。必ずトイレを利用しましょう。



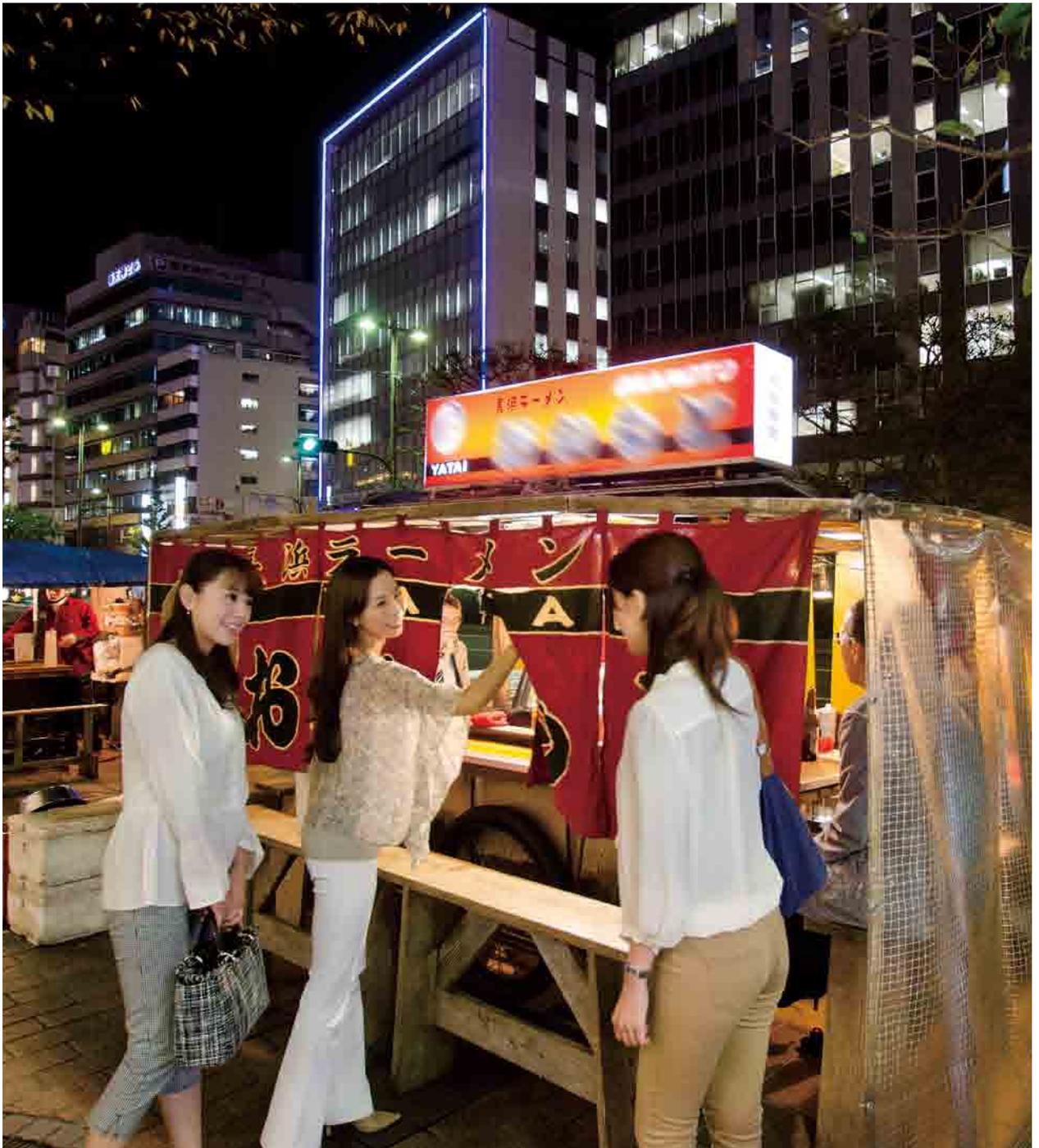
● 屋台への対応と情報提供

● 屋台の巡回

福岡市は屋台のルールが守られているかどうか職員が巡回して確認することになっています。その際、営業者へ指導したり、記録のために写真撮影したりすることがあります。屋台が福岡のまちと共生するための巡回・調査ですので、屋台を利用する皆様のご理解とご協力をお願いします。

● 遵守状況の公表

福岡市は、屋台の現状や課題を客観的数値として明らかにするため、屋台のルールの遵守状況を点数化し、結果を福岡市のホームページで公表しています(トップページ↓市政情報・市民参加↓主な事業・取り組み↓屋台施策)。



▲【写真①】屋台の外観

福岡の屋台

福岡のまちでは、夜になると、道路や公園といった公共空間に約150軒の屋台が並んだ昼間とは違った顔が出現し、その灯りの下で、市民や観光客等が肩を寄せて語り合い、楽しんでいる光景が随所に見られるようになります。【写真①②③】

屋台の歴史

屋台は、戦後の混乱の中で生まれたと言われています。以前は福岡だけではなく全国各地で見られたのですが、現在のように、150軒もの屋台が公共空間で営業を行っているのは福岡だけです。それではなぜ、福岡の屋台は、現在のような営業を続けることが出来たのか。その理由としては、様々なものが考えられますが、1950年（昭和25年）に結成された屋台組合を中心とした行政との組織的な関わりの中で、「法令等で屋台の存在を認める基本的な条件が整備されてきたこと」や、市民の間でも屋台への関心が高まり、「食文化や風情等の面で独



▲「たれ」がかかったキャベツが盛られ、その上に焼鳥が提供される



▲博多ラーメン



▲【写真③】屋台の店内



▲【写真②】屋台の店内

自の営業形態として認知されたこと」等が挙げられます。

屋台の現状

●屋台の効用

福岡の屋台は、福岡らしさを象徴する存在として、観光情報誌や旅行パンフレットでは必ずと言っていいほど紹介されていますし、マスクミでも全国的に取り上げられる等、その知名度は非常に高いものとなっています。読者の皆さんも、屋台が並んでいる光景をテレビや雑誌等で一度はご覧になったことがあるのではないのでしょうか。こうした屋台は、広く市民や観光客に親しまれ、年間115万人を超える利用者があり、約53億円の経済波及効果があるとの試算もされています。

●屋台の問題

その一方で、屋台には、ルール違反により道路が通りにくくなる通行障害や、上下水道やトイレがないことによる衛生面の問題等がある

り、地域住民の方から理解を得られていないという実態もあります。福岡市では、こうした問題を解決するため、2000年(平成12年)に「福岡市屋台指導要綱」で屋台の営業ルールを定め、屋台営業者に対する指導を行ってきました。しかし、いまだに十分にはルールが守られていないのが現状です。【写真④～⑥】

●屋台の減少

また、福岡の屋台は、ピーク時には400軒を超えていましたが、「原則一代限り」のルール(屋台営業は現営業者やその血族等に限り、新規参入は認めないとするルール)の下で減少を続けており、このままでは将来確実に屋台の灯は消えてしまいます。【資料①】

今後の屋台のあり方

これらを踏まえ、経済的な効果等、様々な効用がありながら、一方で数多くの解決すべき問題があり、このままでは消滅してしまうかもしれない屋

台の今後のあり方を、幅広い視点から改めて検討していくため、福岡市は、2011年(平成23年)9月、「屋台との共生のあり方研究会」(ジャーナリストの鳥越俊太郎氏を会長として、市民、学識経験者、地域住民及び屋台営業者など23人で構成)を設置しました。そして、計7回の会議を経て、2012年(平成24年)4月、屋台の4つの将来像が示された「福岡のまちと共生する屋台へ」と題する提言書が市長に提出されました。【資料②】

福岡市では、この提言書で示された内容を踏まえ、まずは屋台営業の適正化に向けた取り組みを実施してきました。また、今後の屋台のあり方について検討を行い、提言書で示された屋台の4つの将来像を実現すべく、新たな屋台制度を構築するための取り組みを行ってきました。

福岡のまちと共生する屋台へ

現在、福岡市では、屋台の効用を高め、活用していく前提として、屋台営業が適正に行われ、市民や地域住民、観光客に理解され愛される存在となる

必要があるという基本的な考え方の下で条例の検討を進めています。

●屋台営業の適正化

適正化に関しては、指導の実効性を確保するための規定を、条例で設けるとともに、営業ルールや、違反行為に対する指導や処分基準等を明確にした上で、ルールを守らない悪質な屋台については、営業を許可しない等の対応が必要だと考えています。また、屋台営業者の応分の負担の下で、上下水道等の環境整備を行うことも考えられます。

**●屋台の効用活用
(公募制度の導入)**

このような屋台営業の適正化への取り組みを進めながら、道路や公園における屋台営業が、まちにぎわいや人々の交流の場を創出し、観光資源としての効用を発揮することができると認めるときは、場所を指定して、屋台営業を希望する人を公募し、新たな屋台営業を認めていくということを考えています。



▲【資料①】食品衛生法に基づく営業許可数(1973年～1975年は記録がない。) 出所: 屋台との共生のあり方研究会資料



▲【写真④】通行阻害の状況(歩道を占拠する屋台) 屋台との共生のあり方研究会資料より



▲【写真⑤】通行阻害の状況(歩道をふさぐ屋台営業者の車) 屋台との共生のあり方研究会資料より



▲【写真⑥】汚水の垂れ流しの状況 屋台との共生のあり方研究会資料より

屋台との共生のあり方研究会 提言概要

屋台の現状

【屋台の課題】

- ①市民・地域住民の評価(課題面)
- ②地域住民や周辺店舗の理解が得られていない
- ③未完了の施策がある

【屋台の効用】

- ①市民、観光客の評価(効用面)
- ②観光資源としての経済効果
- ③にぎわいや人々の交流の場の創出

【方向性①】
屋台営業者や行政に対する不信感の払拭

【将来像①】
市民、地域住民、観光客に理解され愛される屋台

【福岡市に求める主な取組み】

- 人員増員による体制強化や警察等との連携強化による指導徹底・違反に対するペナルティ
- 条例制定等によるルールの変更の明確化
- 市道占用料などの負担額の見直し・調整
- 模範屋台の指定制度の導入

【屋台営業者に求める主な取組み】

- 全屋台営業者によるルール遵守・地域貢献の取組み宣言
- 取組みの具体策の策定と遵守状況の検証

【方向性②】
観光資源としての屋台の活用

【将来像②】
観光資源として福岡市をPRすることができる屋台

【福岡市に求める主な取組み】

- 屋台の効用(経済効果、PR効果等)の分析
- イベントなど、集客効果やPR効果を積極的に活用するための施策の実施

【屋台営業者に求める主な取組み】

- イベントやPRへの屋台営業者の協力や仕組みづくりの検討
- 外国語のメニュー表記など、観光客のおもてなしのための取組み

【方向性③】
公共空間における「都市の装置」としての自覚と責任

【将来像③】
「都市の装置」としての役割を果たし、まちの魅力を高める屋台

【福岡市に求める主な取組み】

- 「都市の装置」としての屋台の公益性の整理、市として位置づけ(条例等)の検討
- 公共空間の有効活用によって、にぎわい等を創出する方策の検討

【屋台営業者に求める主な取組み】

- 公共空間の利用にあたっての屋台営業者の責務として、地域清掃、観光施策への協力、ルール遵守の実施

【方向性④】
福岡のまちと屋台の共生

【将来像④】
福岡のまちと共生する持続可能な屋台

【福岡市に求める主な取組み】

- 屋台共生対策本部(仮)の設置など、総合的、全庁的な体制の構築
- 屋台に関する専門部署の設置と施策の実施状況の定期的な検証
- 福岡市の公益に資する存在とするための、屋台の位置づけ(条例等)の検討
- 市民の理解などを前提とした持続的な制度の構築(「原則一代限り」の再構築)
- 適正利用を前提に、営業時間や屋台の規格等の見直しの必要性を含めた再検討

【屋台営業者に求める主な取組み】

- 皆に理解され、観光資源や「都市の装置」としての効用を発揮するための取組み
- 屋台文化の継承、時代や利用者のニーズに合わせた取組み

▲【資料②】

最後に
市民に理解され愛される屋台を残し、活用していくためには、屋台営業が適正に行われ、様々な問題が解消される必要があります。そのためには、屋台営業者や行政だけではなく、利用者も屋台のルールを理解した上で、屋台を利用する必要があります。昨年、福岡市では、利用者を知っていただきたい屋台のルールを「福岡市市政だより」(2012年11月15日号)「28ページ」に内容を抜粋して掲載しております。に掲載し、利用者啓発を行いました。(読者の皆さんの中で、屋台を利用される方、利用しようと思われている方は、こちらを是非ご覧いただいた上で、屋台をご利用ください。)

福岡市は、行政はもちろんのこと、屋台営業者や利用者等、屋台に関係する皆さんの努力によって、福岡の屋台が、「福岡のまちと共生する持続可能な屋台」となることを目指して、今後とも様々な取り組みを続けて参ります。